

近世土御門家の陰陽師支配と配下陰陽師

木 場 明 志

はじめに

「陰陽師」とは、日本宗教史の上では、中国の讖緯説や陰陽五行説に主たる淵源をもつ呪法により、種々の吉凶禍福の判断を行ない、また災禍を避け幸福を招ずるための祭祀を行なった宗教者をいう。

『令義解』^①によると、古代職制では、中務省に属して陰陽寮があり、頭・助・允・大小属各一名の職員と、陰陽師六、陰陽博士一、陰陽生一〇、曆生一〇、天文博士一、天文生一〇、漏刻博士二、守辰丁二〇、使部二〇、直丁二の員数がおかれていた。ここでの「陰陽師」の職掌は「掌^ムニ占筮^シ相^{ミル}ト^{コト}ヲ^ブ」であり、狭義の陰陽師としてはこの陰陽寮の構成員をさすことになる。また中世以降の庶民宗教者の

うちの、陰陽師・博士・唱門師・万歳・院内などと称された呪術的宗教者を一括して、陰陽師または陰陽師系宗教者とするような広義の場合がある。^②この場合には、陰陽五行説・厭符咒禁・天文曆法・医薬方・易占などの陰陽道構成要素の幾分かを有する者、そしてそれも有さないけれども陰陽師の職能に類する活動を行っていた者、までを含む汎称となっている。また近世に至って、安倍晴明の後裔である土御門家によって宮廷陰陽道が復興され、諸国に陰陽師免許を発するようになると、一般的に陰陽師系宗教者を指すのみならず、土御門家被官者の名称としても表われてくる。しかし、その陰陽師免許を得た者達の中には、宗教者というよりは遊芸民といった輩も多く含まれており、なお一層「陰陽師」の名辞に含まれる概念を混乱させる結果

となったのである。ここでは、極めて基本的な理解に基づいて、冒頭に掲げたように陰陽師を定義しておくこととして筆を進めていきたい。

本稿では、近世における陰陽師の存在形態に関する史的
研究が極めて稀少であることを思い、史料を中心に具体的
事例を呈示し、もって近世陰陽師の支配構造や配下陰陽師
の活動の一端を知ることが目的とする。元来、陰陽師の研
究は日本陰陽道史のうちの一課題であり、古代宮廷陰陽道
については齊藤勸氏の『王朝時代の陰陽道』、下出積与氏
の『日本古代の神祇と道教』、そして村山修一氏の『日本
陰陽道史総説』などの諸論考がある。村山氏の書はその名
の通り中世・近世についても筆を染めているが、近世につ
いては、余りにも古代に関する叙述に比べて不十分である
ことは覆い得ない。近世陰陽道に関しては、龍川政次郎氏
の論文「一代一度の天曹地府祭」(1)~(4)^③が最も秀れている
が、遺憾ながらこれを描いては見るべきものはなく、ただ
一つ、陰陽道額田歴代組編史委員会編の『陰陽道と額田歴
代組』の一書が、後述する歴代組の史料を多く載せて注目
に値する程度である。

一 土御門家による諸国陰陽師支配権の確立

古代公卿政権の崩壊によって、宮廷社会に活動の根拠を
おいていた陰陽師は、細々ながら宮廷に残る者もいたが、
幕府を中心とする武家社会に奉仕するために京洛の地を捨
てるもの、有力社寺へと寄生の途を変えるもの、職田など
のあったゆかりある地へと下るもの、放浪するもの、など
区々となったと推定されている。いわゆる陰陽師の田舎わ
たらいと称されることがらである。古代宮廷陰陽道の極盛
期を支えたのは賀茂・安倍の両家であったが、これは村上
朝(九四七~九六七年)頃の陰陽道の大家賀茂保憲が、その子
光榮に曆道を伝え、弟子の安倍晴明に天文道を伝えて以来、
賀茂家(のち勘解由小路家を名乗る)が曆博士、安倍家(の
ち土御門家を名乗る)が天文博士を世襲していたことによ
る。この両家は分流が様々な道を迎えることがあったもの、
本流は中世以降も京または京辺に留まって何とか宮廷奉仕
を維持継続してきた。しかし、賀茂家の方が永禄八年
(二五六年)八月の在富の死によって実質的に絶え、土御
門(安倍)有春に曆道・天文道の兼帯が仰せつけられて土
御門家が陰陽道を掌握するに至る。土御門家は有春から有
脩・久脩と続き、久脩の時に一時、豊臣秀吉の勘気に触れ

て追放となるが、関ヶ原合戦後の徳川の世の始まりと共に慶長五年（一六〇〇年）十一月には宮廷出仕を再開する。そして徳川政権による公家の温存的有職故実家化の方針に乗った形で陰陽道儀礼の復興を進め、土御門泰重・泰広と続いた後、泰福の時の天和三年（一六八三年）に遂に諸国陰陽師支配権を獲得する。

この時、土御門家はまず陰陽道支配権を朝廷より得る。

すなわち、『土御門家文書』^⑤には、

陰陽道支配事自今以後所被付安家也為此旨可令下知諸

国給者依天氣執達如件

天和三年五月十七日 在中將篤親

謹上 土御門兵部少輔殿（以下括弧内筆者）

とあり、これを受けてしかも絶対的に補強する形で、將軍綱吉の朱印状^⑥が出される。そこには、

諸国陰陽師之支配被勅許畢家伝之祈禱弥無懈怠可抽精

誠之状如件

天和三年九月二十五日 朱印

土御門兵部少輔とのへ

とあって、ここに陰陽道の宗家、諸国陰陽師支配免許の地位と権限が安堵され、土御門家を頂点とする近世陰陽道の体制が確立をみる。この朱印状を得るまでには泰重による

相当の政治的働きかけがあったことは、『常憲院殿御実記』^⑦の九月廿五日条に、

土御門兵部少輔泰福にこの度諸国陰陽師主管の事仰出

されしにて泰福参向して謝し奉りそのうへ御朱印の

証状給ふ事乞奉るによりけふ御判物を給ふ

と記されていることよって窺い知られる。ともあれ、こ

こには「諸国陰陽師主管」とあり、『憲廟実録』^⑧の同日条

では

土御門兵部少輔泰福諸国陰陽師の惣官と成御朱印乃文

書を賜ふ

と、「諸国陰陽師の惣官」とも表現される地位権限が保証

されたのであった。

こうした場合の江戸幕府の考え方の常として、何らかの先例および既成事実なしには、とても地位権限の保証など

はあり得ない。そこでそれを求めてみると、『土御門家記

録』^⑨のうちの、陰陽道の意義や陰陽師支配に関する文書の

写しなどを載せる「御家道規則」に、

当家陰陽師支配之儀者自往古之事ニハ然共時ニハケ様

ニ軽々敷取扱候所も出来候ニ付其時改而 公儀之預御

裁判候 近古足利鹿苑院義満公応永十三年三月二日

本国陰陽道管領御教書当家江被下其後天和三年五月十

七日(靈元天皇)靈雲院帝御繪旨同九月廿五日 常憲院殿御朱印被
下置至今御代々御朱印明白ニ候事

とあり、応永十三年（一四〇六年）に足利三代將軍義満より御教書を受けていることが知られる。その御教書とは、同文書に載せる写しでは、

花押(義満)

外典祈禱并料所等事所被仰付泰嗣也早致管領可抽精誠之状如件

応永十三年三月二日

というもので、『土御門家譜』の「家伝」の項にも同じ写し
が収載されている。ここにいう「外典祈禱」とは、仏教に
よるもの以外の祈禱を指している。そしてこの御教書を載
せる所には付箋があり、ここにも極めて重要なことが記載
されている。すなわち、

靈元帝之御時御立願有之先規勘例御調ニ而貞治御繪旨
応永御教書達叡覧多年中絶之大事業御再興改而天和三
年御繪旨御教書御拝領之事末代之龜鑑也君臣同志可勵
其職矣

として、天和三年の繪旨下賜に先立って「先規勘例」の調
べがあり、応永御教書の他に貞治御繪旨を時の靈元天皇の
叡覧に供したとある。この貞治御繪旨は未見であるが、北

朝の貞治年間（一三六二～一三六八年）に後光厳天皇より下賜されたものかと考えられる。土御門家にとっては將軍家よりの文書拝領の先例が、綱吉の朱印状を得るために最も大事であったことであろうが、そのためにはまず天皇の繪旨を必要としたのである。これらの繪旨・御教書こそが全ての拠り所であったから、付箋の末尾に朱書で「当道之輩且夕可拝此書也」の一行が付加されることとなった。

また既成事実ということについては、例えば京近辺の舞々が土御門家に入入りしており、土御門家は彼らの願いによって官名称号を得るための口添え仲介の努力をしているなどのことが『土御門泰重卿記』の元和年間（一六一五～一六二四年）記事においてすでにみられる。畿内を中心に、土御門家に対して何らかの従属的關係にあった陰陽師系の宗教者が散在していたことは確実である。^⑩

諸国陰陽師支配権が天和三年という時期に許されていることについては、この翌年の貞享元年（二月に改元があった）に改暦があったことと深く関係している。日本の暦法は、平安期の貞観三年（八六一）六月に採用が決められた宣明暦がこの時まで、実に八百年以上に亘って使用されてきていた。しかし日月触などの予報も不確かなことが多くなり、暦の上で約二日の実際とのずれが生じていたのであ

る。こうした時にあたって幕府蕃師出身の天文学者渋川春海は、西洋天文学を伝える游子六の著『天経或問』を参考として、元の授時曆に大陸との里差（経度差）を加味した新曆法を考案し、寛文十三年（一六七三年）に続いて天和三年、貞享元年と二度目、三度目の改曆請願の上表を行ない、曆法掌管の土御門泰福（天和二年には陰陽頭に任ぜられている）と共にデータ集めのための実際の天体観測にも携わっていた。春海は年下の泰福に対しても常に臣従の礼を尽くして、両者の間は至極円満であった。一方幕府においても、社会規範の基礎となる曆の統一によって社会統制の一助となさんことが策され、こうして改曆の気運は熟していったのである。貞享元年の改曆は、三月に一旦明の大統曆使用が決定されたが、実施に至る前の十月二十九日に春海の製った新曆法採用の宣下があり、朝廷より「貞享曆」との名を勅書によって賜った。これによって以後、国内の曆日が一本化されることとなったのである。

旧来、曆は土御門家が同家の分流に賀茂家の名跡を継がせて幸徳井家（姓は賀茂）を名乗らせ、それに曆草と称される草稿を作らせて検閲・監督し、また同家配下の曆師への稿本下付などを行なっていた。それが貞享改曆によって、曆草は渋川春海が貞享元年十二月一日に初代として就任し

た幕府天文職（のち天文方に改称）によって製せられることになり、その校閲権もまた奪われ、土御門家は単に曆本の中・下段の、曆注といわれる日や方角の吉凶についての書込みについてのみ幸徳井家を指導監督することができるといって権限縮小となる。そこで事前に、諸国の曆本刊行に携る曆師を幕府が統率する意味で、土御門家の旧来の陰陽道第一人者としての実績と伝統を利用して、これに陰陽道支配権を公認し、江戸近辺を中心とする東日本を除く諸国の曆師を、陰陽師として土御門家配下に置いて監督させようとの施策を行なっておいたと考えられよう。まずは配下よりの上納金という実益を伴う権益を与えておいて、その上で、曆そのものを作る権利を無理なく奪ったのである。天和三年九月二十五日の諸国陰陽師支配免許の朱印状は、まさにこうした意味をもつものであり、筆者が別稿でこれを、「来たるべき改曆を混乱なく運ぶための前奏曲」として、改曆前夜に行なわれた施策であろう」と表したところである。以上のいきさつのゆえに、先にも引用した「土御門家道規則記」にも、

日本国中の陰陽師之儀者土御門家自分之者ニ者無之則
天下之職分ニ候依之支配所相定 公儀ノ御決断之上以
御論旨 御朱印土御門家江支配被仰付候詩歌管弦之弟

子与申類ニ者無之候事

と書かれるような、江戸幕府特有の間接的支配の形態が、ここにも生じたものと思われる。

二 南都陰陽師の活動

近世に民間陰陽師が各地に散在し、土御門家から陰陽師被官免許を受けていたことはよく知られている。しかし、彼らがいかなる形で土御門家と結びつきを持ち、そして「陰陽師」と称する宗教者としていかなる日常活動を行っていたかについては、断片的な報告例が少しあるに過ぎない^⑩。この項では、昭和五十六年秋に一括史料として奈良市史編纂室に預けられ、五十七年三月に史料目録^⑪が刊行されるに至っている旧南都陰陽師吉川家文書を中心に、近世陰陽師の活動について述べることにする。

貞享四年(一六八七年)刊行の『奈良曝』^⑫巻四の諸師諸芸の内の「陰陽師」とあるところには、当時陰陽頭または陰陽助として宮中奉仕をしている野田山上在住の幸徳井家を筆頭に、それを別格として除いても、奈良町で三十人もの陰陽師の名が載せられている。殊に陰陽町には半数以上の十七名が集团的に居住しており、まさに町名通りといえる様相である。陰陽町居住の陰陽師は曆師を兼ねており、そ

の意味でも貞享初年には許状を得て土御門配下に入っていたものと思われる。「越後」「民部」「掃部」「外記」などの官名を名乗っているのがその証拠であり、吉川家はこのうちの一軒で「吉川若狭」と称している。吉川家文書の天保十三年(一八四二年)六月の御番所に宛てた『陰陽町家職書上帳』には、軒並びの順に陰陽町任人の家職が書かれており、「陰陽師兼曆師」とある家々が軒を接していた様子がよく判る。現在ではそのうちの吉川家と隣りの中尾家が往時のままに残っており、また吉川家の反対隣りには、彼らの奉戴し奉仕した鎮宅靈符社が現存して昔を偲ばせている。このたび整理が成った吉川家文書は同目録では八百余点を数えるが、うち三百余点は貞享二年(一六八五年)から明治・大正年間に至る暦本である。また更に約百五十点はその板行に関する幕府天文方や土御門家との間の文書類である。南都曆板行の通例の日程は、嘉永七年(一八五四年)の『曆掛り記録』^⑬では、

五月中に新曆願出ル

七八月中ニ御写本曆頂戴

九月中ニ校合改差出ス

十月十一月中旬迄校合相済

十二月朔日御奉行所様江曆献上

十一月中心御殿向猷曆差出ス

となつてゐる。曆頒布の範囲は近世には大和一国に限られ、しかも禿曆はごく一部しか許されず、その殆どが賦曆(土産曆)であり、陰陽師の檀那場回りの手土産などの形で配られたものと思われる。これら曆のことに關しては、天文学關係の研究者による日本曆学史の分野がすでに多くの研究成果を蓄積しており、筆者にあつては、ここでは「曆師」としての活動よりも「陰陽師」としての活動を重視する観点から、曆に關係する論述をこれに留めておく。但し、土御門家が近世を通じて歴史の表舞台に登場してくるのは、偏えに編曆ならびに頒曆權の統轄に關してであつた事實は銘記しておかねばならない。

さて、南都陰陽師は『陰陽道掟』なるものの遵守を義務づけられている。それは、

掟

一 陰陽家行事之外不可修於異法事

一 不可与他争事

一 雖為相統之子代替於本所改可預免許事

右之条々堅可相守者也

(一六九七年)

元禄十丁丑年六月廿二日

土御門家雜掌白井右京(花押)

和州南都吉川若狭とのへ

とある三条項であつた。「陰陽家行事」として修されたであろうものは、吉川家文書からは、祭祀として天曹地府祭・泰山府君祭・地鎮安宅祭・荒神祭・鎮宅靈符祭・鎮魂祭・九將神祭・龍雷祭・土公神祭・大陰陽祭など、また祓いとして大清祓・六根清浄太祓・身滌太祓・雪祓・土用祓などが挙げられる。災害を予知して禍いを避け、幸福を招くところに目的をおく陰陽道としては、こうした祭祀や祓いに行事の重点があつたことは当然であろう。これら諸行事のうち、天曹地府祭は土御門家伝習の祭儀としては最も重んじられた祭であり、極めて大切な場合に限つて修されていた。^⑩吉川家文書には、『大嘗会天曹地府祭御行事』『天曹地府祭之図』などがあるが、『奈良名産史』^⑪に、元文三年(一七三八年)霜月に朝廷の大嘗会天曹地府祭に南都陰陽師が出仕した記録を載せており、これらは時において朝廷行事にも、土御門家の郎党の如き形でつき従うことがあつたことを示しているよう。

また平素の活動としては、陰陽町内に先述のように鎮宅靈符社を戴いていたのでそれへの奉仕を怠っていない。すなわち『鎮宅靈符神每日行法次第』により、同社を陰陽師鎮守の社として日々に崇敬していたことが知られる。一方、

寛政三年（一七九一年）三月の『南在檀中毎年御祈禱覚帳』の存在は陰陽師が祈禱檀家の檀那場を有して、定期に荒神祭や土用祓などに歩いてきたことを示す貴重な史料である。陰陽師による回檀祈禱記録の存在は、これまでのところ報告例は一件もない。このように檀家を持つ以上、檀那場における類似の祈禱宗教者との確執の惹起なども避け難いところで、掟の第二条に「不可他与争事」としなければならぬほどに種々問題が起つたようである。しかし、何にもまして類似宗教者の横行や、勝手に陰陽師を名乗る者が出て来たについて手を焼いた。これには幕府においても寛政三年四月の『御書付留』に、

陰陽道儀士御門家支配たるへき旨御書付

鳥居丹波守殿御渡

陰陽道職業いたし候輩ハ土御門家支配たるへき儀勿論候処近年甚乱雜ニ相成陰陽道猥ニ行ひ候族も有之候様ニ相聞候以来右体之心得違無之土御門家より免許を請支配下知堅く相守可被行候

右之趣不洩様可被相触候

（寛政三年）四月

とみえるような処置はしているものの、嘉永四年（一八五一年）の『陰陽道組合取締願書』にみえるところでは、大

和国では自分勝手に陰陽師を称する者が輩出して、土御門家陰陽師職札の効力が薄れてきているので筋目取締りの強化を願いたいと、南都触頭であった吉川家に訴えてきている有様であった。ここにいう職札とは、

職札

一 陰陽道習学勤修之儀聞届置候事

一 公儀御法度之儀者不申及安家御掟之趣正敷相守可申事

事

一 非義之占非道之行事惣而異法邪法者勿論他法混雜紛敷勤方堅停止之事

右之条々不可有違犯者也

土御門家職札方御役所

（一八四二年）天保十二年丑九月十九日

和州添上郡田原郷名荷村

山中又十郎とのへ

に示される文面をもつものであり、また触頭については、幕末期には大和国南都触頭は南都陰陽町の吉川筑後・藤本美作の二名に任ぜられており、明治二年（一八六九年）三月の触頭号廃止後には、「制令者」と改称して頒曆事務を司らせていた。

先掲『陰陽道掟』の第三条は、相続代替りに際しては必

ず土御門家に届けて免許を受けよとの内容であるが、明治初年の文書『御支配人官金等之事』によれば、「継目 金三分」「書替 金式分」と礼金上納の定めがあり、他に入門・官名名乗り・烏帽子着用・浄衣着用等々、それぞれに許可を得るに必要な官金（礼金）が決められ、年々の貢納料についても取決めがあったことが知られる。上納があった場合の制令者（旧触頭）への割戻金の定めがあることも興味ある事実である。実際の相続時の例をみると、天明元年（一七八一年）の『御寄進帳』は吉川若狹の継目安金調達のためのもので、

官銀等貯無之私義ニ候得者諸旦家様預御苦勞候而捧銀
相達差上度候尤も官位を不受蒙候而御神事之程も恐多
儀ニ候得者右之段御聞届宜御寄付被成下候ハ者各様方
御家内安全之祈禱とも可成と偏ニ奉願上候

と述べて「北吐田村諸檀下中」にあてて無心を乞うている。こういう面では、在方の寺院や山伏・神主の、檀家または氏子との関係と何ら変わるところはない。

以上の他、南都陰陽師の活動としては、当然のことながら吉凶卜筮と諸祈禱、まじないなどをよくしたことが窺われる。すなわち、『卜筮祭文』『家相本命記』『平産之符』『易六十四卦占』『筮儀』『年卦席書記』『神道符之秘伝』

『甫盛日取抄』『神道秘伝』『極秘伝判形口伝書』『万日取之聞書秘密口伝』等々の写本の現存がそれを示している。また中には、『般若心経秘鍵』『仏説天地八陽神咒経』『妙意心地祭文』『三十二相』などの仏教関係の諸写本類も混っており、日本陰陽道の夾雑的性格を如実に物語っている。一見には神道的な標題をもつ祭文類・秘伝類も、ひもといてみればそこには諸神と共に、必ずといってよいほど諸仏・諸菩薩の名が見られるのであり、近世陰陽道の伝播経路やその成立に、少なからず示唆を与えてくれるものとして興味深い。

三 諸国陰陽師の様相

土御門家は綱吉朱印状拝領後、まもなく、それを力に諸国曆師や陰陽師系の宗教者にあてて陰陽師免許を出し、配下に組入れていった。これを行なった土御門泰福の陰陽道は、儒家神道として当時流行をみせていた山崎闇斎による垂加神道の影響を多大に蒙っている。すなわち、漢学神道といわれるように大陸思想知識を駆使する垂加神道であったが、それが大陸に淵源を有する陰陽道を主に、しかも有職故実を多くもつ土御門家の伝承と、あい呼応するところがあったものと考えられる。泰福創唱のこの垂加流の一派

は天社神道（土御門神道・安家神道ともいう）と称したもので、陰陽師はすなわち天社神道傘下の宗教者ということになり、免許の形式は神道裁許状の形をとることとなった。

泰福は廃れそうな陰陽道を再構築し、神道の一流として位置づけることをなしたといえるのであって、従って、陰陽道中興の祖と仰がれるのも理解できようかと思う。垂加流の大家であった谷重遠は『泰山集』において、「能伝上古之風深知王者之天業者莫如安家」と激賞している。

しかししづれにしろ、かく創められた天社神道は、近世中期まで存続してきていた陰陽道の部分的寄せ集めに過ぎず、それを神道説に合致するように構成しなおしたものといてよい。またそこに「陰陽師」の名で組織された宗教者というのは、曆師をはじめとしてそれまで各地において陰陽師的活動をしていた宗教者、および陰陽師志願者（組織加入による中央権威奉戴のメリットを望む者）であった。

配下陰陽師の諸例の一つとして舞々太夫をあげてみよう。『若狭郡県史』によれば、若狭遠敷郡遠敷村の舞々谷に住した舞々太夫達の大半は、貞享元年（一六八四年）に土御門家配下となり、「舞々」の号を改めて「陰陽師」と称し、泰山府君を主神として崇め祈禱を専らとしていたとある。『拾推雑話』には、「遠敷舞々村は昔より舞の者居住候。

諸公事御赦免あり、陰陽師・竈はらひ・梓巫女を業とす云々」と伝え、これら陰陽師以下の職能が現実には類似していたことを思わせている。遠敷の舞々とはもと同じで分流となったものだと自ら伝承している若狭高浜の舞々太夫について、『若狭遠敷郡志』は、高浜の舞々が護身法・九字之文・十字之文・日待月待・守札伝法・惣祈禱用伝・星祭伝法・地祭伝法・金神遊行法・家堅伝法・易道の類などを口伝としていたと記し、彼らが陰陽師の咒法を有していたことを傍証している。

また、先に掲げた『陰陽道掟』を同じく今に残している吉備下道郡上原村（現総社市）の土御門配下陰陽師の場合^⑤は、安倍晴明の末孫と伝える由緒書をもち、祈禱または狐憑きを落とすを業としていた者達であった。『吉備温故秘録』には、七十軒四百三十人の陰陽師がいたと載せるほか、^(七十六年)此村土御門殿之下流陰陽師居住す享保之初迄は正月に万才を以て諸方を廻りしか共土御門殿より祈禱の外は行に非ずとて近代は止め陰陽師頭結城越後と云安倍晴明之末孫之由陰陽師は祈禱又は狐付を落して渡世すとしてそれらのことを伝えている。土地柄のせいで狐落としに携っているのがおもしろいが、これは伯耆会見郡法勝寺村（現米子市）居住で伯耆触頭にまでなった井田姓の陰陽

師の場合も同じであった。土御門家による『陰陽道掟』にあった第一条の、「陰陽家行事之外不可修異法事」との条文に、万才という生業は抵触するところであったのだろう。土御門家から、天社神道中心主義推進のための祭儀統率の働きかけが行なわれていたことを示している。陰陽師高本家文書には、

一備中下道郡富原陰陽師土御門殿御末流高本撰津村々(陰陽師姓名)
無捷且廻御祈禱申者也

(中略)

下道郡富原陰陽師触頭 長谷川美濃

二八〇年
文政十三年寅二月

(下略)

とあって、彼らがやはり村々に且那廻りをしていたことがわかるのである。

土佐の陰陽師の場合、長岡郡本山村(現本山町)が陰陽師村といわれ、現に土御門流の神道教義書を残す家々がある。殊に長岡郡に陰陽師分布が濃いのは谷重遠の出身地である関係と思われるが、彼らの呪法には口寄せ・託宣・病人祈禱など、天社神道ではミコ(神子・巫女)などの修法として禁止対象となったものが含まれていた。弘化五年(一八四八年)の『長岡郡豊永郷西峰在住陰陽師吉太夫始末書』

は、如実にそれを物語るものであり、土御門家側の教義に基づく修法統一の意図にも拘らず、在地に活動する末端陰陽師においては、病氣平癒の祈禱を中心に、村人達の要求に応ずる活動を専らとしていたことがわかるのである。

南都奈良町を除く大和国の陰陽師には様々の者がいた。土御門家の被官免許と共に、吉田神道の裁許状をも受けている場合があり、また「多津女」「君女」「知恵女」などのミコとも覚しき女性陰陽師の名がみられ、「浄土寺龍海」「観音寺乾龍房」などの僧侶の兼帯であろうと思われる名もある。吉川家文書の『天和貞享御定古格之趣並面々常可心得条々』という標題の三十九箇条の陰陽道取締条目には、「梓神子御当家無之儀候間堅停止之事」との条文があり、ミコとの職分の違いを大和ではどこに置いていたのか研究余地を残すところである。そして僧との兼帯については、すでに『今昔物語集』や『枕草子』に「法師陰陽師」と称する中間的存在の宗教者の存在があり、『法然上人行状画図』・『和語灯録』に阿房介という念仏を唱える陰陽師のことがあるを思えば、僧と陰陽師の両者が、民間レベルにおいて旧来より必ずしも異質でなかったこともよくよく考えねばならない問題であろう。

そしてまた今一つの存在形態は、撰津・河内・山城など

畿内を中心に土御門家につき従った「歴代」と称する陰陽師である。例えば『土御門家記録』の元和四年(一六一八年)十一月に土御門久脩によって修された天曹地府祭では、

長官久脩公 奉礼有繁伊佐
次官泰重公 泰吉朝臣 祭郎六人

御社頭預小泉有定

具宣 京 八人

摂州 三人

河州 三人

江州 三人

丹州 二人

の如く「具宣」と記された人々である。彼らはのちに配下陰陽師の許状も得るが、中世よりの土御門家との関係を伝承し、「歴代」と称する組を構成していた。⑧ 大切な祭儀に際して土御門家に奉仕するのみで、日頃は農事や商業に携わっていたものらしい。

以上、少例ではあるが諸国の土御門配下陰陽師の実例を挙げて諸相を一瞥した。天社神道というものが、教義的にも末端構成宗教者の中味の上でも、寄せ集めで成り立っていたものであることがよくわかる。

おわりに

近世陰陽道の正統は土御門家であった。この土御門家による諸国陰陽師支配の始まりを貞享元年(一六八四年)からとするのが通説である。しかし、筆者は長くその根拠を示した論考を眼にすることはできなかった。漸く昭和五十一年刊行の渡辺敏夫氏の大著『日本の暦』の中に天和三年(一六八三年)九月二十五日の徳川綱吉朱印状の存在を知り、驚喜すると共にそれに力を得て、宮内庁書陵部蔵「土御門家文書」などの史料調査に本格的に腰をいれることとなった。『日本の暦』には、

これ(天和三年朱印状)により、土御門家は全国にある陰陽師を統轄して免許の権限を持つことになり、その職にある者は数万人におよんだといわれている……

とあり、ここにいう「数万人」というのは、「当時土御門家の配下なる陰陽師共三ヶ津ハ勿論の事国々に散在しその数万人成へし」とある出典史料の誤読ではあったが、この著書にはいい知れない多大の恩恵を蒙ることとなった。

天和三年九月二十五日に諸国陰陽師支配権が確立し、翌貞享元年から、実際に許状を出し始めたという理解も一般的には成り立つであろうが、配下陰陽師の有する許状には、

許状

一呼名可謂越中事
 一可着烏帽子直垂事
 一可懸木綿手纏事
 右許状如件

天和三年癸亥十一月三日

土御門家雜掌 白井右京正友

滝井越中とのへ

との天和三年十一月のものもあるから、貞享元年免許始原の説は誤っていると考えられる。このように、土御門家の陰陽師支配の始原さえも明確でないほど近世陰陽師の研究は立ち遅れていた。まして土御門家と配下陰陽師との関係については、日本曆学史以外の分野での研究など全くないのであった。従って本稿では、まず土御門家による陰陽師支配の確立について、史料を確認する作業を行ない、ついで旧南都陰陽師吉川家文書により配下陰陽師の活動の実状を眺め、そして、土御門家との関係に留意しながら、他の諸国陰陽師の様態の諸例を挙げてみた。これらは、近世陰陽道を総体として研究していくための基礎的作業として、不可欠のものであると考えられたからにはほかならない。

史料の制約などのために、極めて疎略な叙述とならざる

を得なかった部分については、大方の叱責を乞うところである。尚、土御門陰陽道(天社神道)の支配組織については、今少し述べるところであったが、紙幅の都合で別の機会にこれを譲ることとする。

註

- ① 『令義解』巻第一 職員令第二陰陽寮条
- ② 堀一郎『我が国民間信仰史の研究(一)』には、これを「巫祝的陰陽師的特殊民」と類別しているが、「陰陽師系宗教者」とするのが適当であろうことは、拙稿「防長の陰陽師」(仏教史学会三十周年記念論集『仏教の歴史と文化』所収)に述べた通りである。
- ③ 『神道史研究』第十四卷一号～四号所収
- ④ ここまでの経過については、拙稿「江戸時代初期の土御門家とその職掌」(『尋源』三三号所収)を参照されたい。
- ⑤ 宮内庁書陵部蔵
- ⑥ 註⑤に同じ
- ⑦ 『徳川実記』所収
- ⑧ 京都大学蔵
- ⑨⑩⑪ 東京大学史料編纂所蔵
- ⑫ のちに「歴代祖」と呼ばれた北河内・北摂・山城地方の陰陽師達などはその実例である。
- ⑬ 註④記載の拙稿
- ⑭ 堀一郎『我が国民間信仰史の研究(一)』

- ⑮ 奈良市史編纂室編『吉川家文書目録(付奈良暦の解説)』
奈良県立図書館蔵
- ⑯ 以下特に記さないものは吉川家文書である。
- ⑰ 荒木俊馬『日本曆学史概説』、日本学士院編『明治前日本天文学史』、渡辺敏夫『暦(こよみ)』『日本の暦』『暦のすべて』その歴史と文化―岡田芳朗『日本の暦』、広瀬秀雄『日本人の天文観―星と暦と人間』、内田正男『暦と日本人』他
- ⑱ 天皇の玉体安穩を祈る天曹地府祭は一代に一度きり、將軍についてもこれに準じて一代一度しか行なわれていない。その他の目的でも極めて重要な場合に限られて修されていた(註③論文参照のこと)。
- ⑳ 奈良県立図書館蔵(藤田文庫)
- ㉑ 『徳川禁令考』『御触書天保集成』所収
- ㉒ 元治元年(一八六四年)の『諸国触頭名前仮留』(国立国会図書館蔵)
- ㉓ 『泰山集』甲乙録五
- ㉔ 『若狭郡県史』巻二(『小浜市史』史料編第一巻所収)
- ㉕ 『民族と歴史』第六巻第四号所収「若狭の舞々村」参照
- ㉖ 豊島修氏「民間陰陽師の宗教活動」(『大谷学報』第六十巻第四号所収大谷学会研究発表要旨) 参照
- ㉗ 『神原村博士由来の事』(『民族と歴史』第四巻第六号所収「備中の或る陰陽師に就いて」所収)
- ㉘ 『吉備温故秘録』巻之一(『吉備群書集成』第五輯所収)
- ㉙ 豊島修氏提供による
- ⑳ 拙稿「民間陰陽師の呪法」(大谷大学国史学会五十周年記念「論集 日本人の生活と信仰」所収) 参照
- ㉑ 高知県立図書館蔵『三谷家文書』所収
- ㉒ 『吉川家文書目録』所収の吉田栄治郎氏による「奈良暦の解説」による
- ㉓ 『吉川家文書』など
- ㉔ 『今昔物語集』巻第十九第三話「内記慶滋保胤出家話」、および『枕草子』の「見ぐるしきもの」(尚、岩波日本古典文学大系の本文に「法師・陰陽師」と区切っているのは誤りであるので指摘しておきたい)
- ㉕ 『法然上人行状画図』第十九、『和語灯録』巻五「黒谷上人語灯録」
- ㉖ 拙稿「僧と陰陽師」(『印度学仏教学研究』第二六巻第二号所収)
- ㉗ 東京大学史料編纂所蔵(『大日本史料』所収)
- ㉘ 『枚方市史』(旧版)、陰陽道額田歴代組編史委員会編『陰陽道と額田歴代組』
- ㉙ 渡辺敏夫氏『日本の暦』三三頁
- ㉚ 『風俗見聞録』巻二(国立国会図書館蔵)
- ㉛ 額田歴代組史料(『陰陽道と額田歴代組』七三頁所収)
〔本稿作製に際し、吉川かじ氏には貴重な史料の閲覧を御諒諾戴き、また奈良市史編纂室および吉田栄治郎氏には多大の御厚誼を忝くした。記して深謝する次第である。尚、本稿は昭和五十七年度文部省科学研究費補助金、奨励研究(A)「近世陰陽道史の研究」の交付をうけての研究成果の一部である〕
- (本学助手 国史学)